

点検・評価報告書 様式

第 7 章 学生支援(基本情報一覧)

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生の支援に関する方針	https://www.kyoto-wu.ac.jp/daigaku/vision/houshin/02.html
備考:	

第 7 章 学生支援(本文)

[評定:S・A・B・C]

1. 現状分析

基準 7 学生支援**評価項目①**

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等で ICT を活用する場合は、ICT 機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICT を利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じて支援を行っているか。

[学生の基本的な人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的な人権の保障を図る取り組みを行っているか。

・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

大学として「学生の支援に関する方針」を定め、大学ホームページで公開している(根拠資料 7-1【ウェブ】)。「学生のための教育を第一に、学生が夢を実現し満足して卒業できるようなきめ細かい支援体制や環境を整備する」ことを基本方針とし、修学支援、生活支援、進路支援の推進のため、副学長(教育・学生支援担当)および学生支援部長(事務部長)を責任者と

点検・評価報告書 様式

する教育・学生支援機構を設置し、教職協働の運営体制を構築している。機構の中には、教務課、学生支援課、進路・就職課が配置されるほか、教員・職員の協働の場として専門部会が設置され、各方針の実現のための企画運営を行なっている。その他、学生相談・障がい学生支援センターや健康管理センターが設置され、各学科から選出されるクラス・アドバイザーと協力しながら、学生支援を行なっている。

・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

学生支援組織の1つである学生相談・障がい学生支援センターは、令和5（2023）年度に本学学生の心理相談等を担う学生相談室に併せて、障がいのある学生の修学・学生生活等を支援する障がい学生支援室を設け、これら両室の運営、諸施策の企画・立案・調査・情報収集および発信を行い、組織的かつ効果的に学生相談・障がい学生支援を実践し、その質的向上を図ることを目的として設置された。センターの構成員は、次の通りである。

- ① 学生相談・障がい学生支援センター長1名（副学長）
- ② 学生相談・障がい学生支援センター主任1名（係長級）
- ③ 学生相談室専任カウンセラー（臨床心理士または公認心理師の有資格者）1名以上
- ④ 学生相談室兼担カウンセラー 若干名
- ⑤ 学生相談室非常勤カウンセラー（臨床心理士または公認心理師の有資格者） 若干名
- ⑥ 障がい学生支援コーディネーター（センター配属の専任事務職員を充てる） 若干名
- ⑦ 障がい学生支援専門コーディネーター（精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、いずれかの有資格者） 若干名
- ⑧ 精神保健相談担当非常勤医師 若干名
- ⑨ その他、事務系職員 若干名

センター内には、メンタルヘルスに関する問題を抱える学生への心理的支援を担う「学生相談室」と、障がいのある学生に対して修学支援を中心とした学生支援全般にかかる調整業務を担う「障がい学生支援室」を設置し、ワンストップサービスを実現している（根拠資料7-2【ウェブ】、根拠資料7-3【ウェブ】）。また、本学の栄養クリニックと連携し、心身の健康の回復のため、学生のニーズに応じて栄養相談や食事に関するアドバイスをを行う体制も整えている。また、学生相談室については「カウンセラー」、障がい学生支援については、専門資格を有する「専門コーディネーター」を配置している。

・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生支援に関する各種情報に関しては、パンフレット・チラシを新入生オリエンテーション時などに配付して説明するとともに、学生手帳、ポータルサイトや大学ホームページ上にも情報を掲載している（根拠資料7-4【ウェブ】）。なお令和7（2025）年4月より、新たな教務システムを導入し、新ポータルサイトの運用が始まるが、これに合わせて学生への情報提供にあたってのルールを見直し、学生にとってわかりやすい情報提供に取り組む予定である。また、学生相談・障がい学生支援については、学内センターのリーフレットや京都府・市の公的支援に関するパンフレット等を学生に対して紹介している。

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。

学習に関する常時の相談体制としては、各学科において学年ごとに配置されたアドバイザー教員が各種相談に応じている。特に学習の継続に困難を抱える学生にも、アドバイザーに相談することを推奨している。

また、特に学習における基礎学力や自己学習管理能力が十分に身につけていない学生を対象に、入学後の課外学修支援(伴走支援)の全学的な導入を徐々に進めており、一部の学科では、令和6(2024)年度前期より委託業者を利用し、予算を要する計画を策定している学科は、英語文化の3学科であり、その中から英語文化コミュニケーション学科および法学科について実施を認めた。

他にデータサイエンス学部では、数学の学習歴に応じて、学生が自律的に学習を進められるように、教員や上級生が授業外に補習サポートを行う「DSカフェ」を設置し、週に2～3回程度、課外学習・相談をおこなっている。

・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。

学習の継続に困難を抱える学生に対してはGPAを手がかりに早期発見に努めている。毎学期の初めに、前学期のGPAが2.0未満の学生に対して各学科教員による面談を行い、学修状況を確認のうえ、次の学期の学修に向けた必要なアドバイスをを行っている。さらにGPAが3学期連続で1.0を下回った学生に対しては、複数の教員で面談し、学生の学修意欲や過去の面談結果等を総合的に判断したうえで、学習支援専門部会で必要が認められた場合は学修指導上の各種勧告(改善・休学・退学)を行っている。

・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。

・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

ICTの活用に関する学生及び教職員への技術的支援のために、情報基盤センターサポートデスクを設置し、サポートを行っている。パソコンに関する質問等は、専門の知識を有するシステムエンジニア及びコンピュータアドバイザーが対応している。

また、新入生全員にノートパソコンを貸与し、卒業まで自由に使えるようにしている。入学時にはネットワーク利用ガイダンスを実施し、本学の情報環境及びネットワークの利用について説明している。さらに1回生前期必修科目である「情報リテラシー」の授業内においても説明し、授業時はもちろん予習復習でも貸与ノートパソコンと本学のICT環境の活用を促し、手厚くサポートする体制をとっている。また、情報基盤センターがeラーニングをサポートしており、ガイダンス動画作成など、依頼者の希望に沿った形で実現を目指している。なお、情報基盤センターではeラーニング業務の一部を学生のアルバイトで実施し、学生の

スキル向上による教育的効果も得られている。教職員および学生全員に Microsoft365 のアカウントを付与し、データの共有やコミュニケーションに活用している。これにより、学生はオンデマンド授業動画を学内外で自由に見ることができるようになっている。学内には無料の無線 LAN 環境を整備し、自習時間に授業動画を繰り返し視聴することができる。

・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

経済的支援では大学独自の奨学金として、経済的理由により修学が困難な学生に対する「京都女子大学奨学金」、入学後の成績が優秀な学生に対する「成績優秀賞奨学金」に加えて、令和 6 (2024) 年度より児童養護施設出身者等を対象とした学費等免除の「ふじのはな奨学金」を創設した(根拠資料 7-5【ウェブ】)。「ふじのはな奨学金」は、令和 6 (2024) 年度学長方針「高等教育就学支援制度の状況を踏まえ、新たな学内奨学金制度等のあり方等を検討する。」を受けて、児童養護施設やファミリーホーム入所者および出身者、また養育里親家庭で育った者のうち、経済的理由から本学への日々の通学および学修、課外活動への参加を躊躇することが無いよう、入学前の就学支援と入学後の経済支援を目的としている。入学前に在学中の奨学金を約束する入学前予約採用給付奨学金となっており、採用候補者は京都女子大学が実施する入学試験に合格・入学することで奨学生に正式採用される。

これらの奨学金の給付にあたっては、生活支援専門部会において申請した学生たちの状況を精査し、さらに部局長会で確認することによって、公平な選考を行なっている。

また学外の奨学金(日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体奨学金等)にかかる案内も LMS の「お知らせ」機能などを通じて随時おこない、特に日本学生支援機構奨学金業務においては、業務委託によって専門的な知識・能力や経験を有する職員を配置している。

奨学金については、大学ホームページに一覧表を掲載し、その特徴や趣旨を周知している(根拠資料 7-6【ウェブ】)。

生活支援の一環として学生寮を整備・運営している。令和 6 (2024) 年度には東山寮、錦華寮、国際寮小松の 3 寮を運営し、留学生も含め計 352 名が利用した。寮は 2~3 人部屋で、寮費を年額 348,000 円から 408,000 円に設定し、学生たちに経済的な支援を行っている。さらに令和 6 (2024) 年度学長方針「学生寮の収容定員変更も含めた将来的な寮運営の在り方について、運用ルールや設備面、経費的側面も含めて検討を開始する。」を受け検討を進めた結果、令和 7 (2025) 年度からは、新たに朝夕食事付き、一人部屋の寮を開設し、学生のニーズに一層対応した生活支援を実施する(根拠資料 7-8【ウェブ】)。

・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

学生の心身の健康および保健衛生に関わる指導相談については、上記の学生相談・障がい学生支援センターおよび健康管理センターが、教員アドバイザーの協力を得ながら対応している。学生相談・障がい学生支援センターには、専門のカウンセラー・専門コーディネーターが常駐し、きめ細かい学生支援を行っており、健康管理センターには専任の医師・看護師を配置している。

・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を

必要に応じて行っているか。とりわけ ICT を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

学生の孤立化防止や学生生活の活性化のために、学生支援課主催の「学生生活支援行事」を年間 14 種以上開催し、参加者から高い満足度を得ている（根拠資料 7-9【ウェブ】）。

宗教教育センターも「花まつり」、「二十歳の集い」、国内外の研修旅行などを実施し、学部学科や学年などの垣根を超えた学生たちの交流を実現している。

また、生活支援専門部会で意見交換を行い、各学科で、伴走支援事業や学生の居場所づくり、ピアサポート活動などを実施し、学生の交流の機会を設けている。

・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

障がい学生支援室が総合窓口となり、教員、学生支援課、教務課、進路・就職課、健康管理センター及び学生相談室など複数の部署が連携して、必要な支援を行っている。また、修学支援においては、定期面談をはじめ、授業担当教員への配慮依頼文の作成・送付、障がいによる授業での困り事に対する調整、試験時での別室試験対応など、各々の障がいに応じて合理的配慮の範囲内で、授業担当教員や学部学科・各関係部署と連携しながら支援を行っている。留学生への支援として日本語サポートデスクを設置し、海外からの大学院生・大学生が学修の課程で必要となるレポート・論文作成のサポートを行っている。また、本学の学生有志による留学生サポーター「KWISS」が、留学生が安心して学生生活を送れるよう支援を行っており、年間を通してさまざまなイベントを企画し、交流を行っている（根拠資料 7-10【ウェブ】）。

・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

進路支援では、「学生の支援に関する方針」に掲げる「学生一人ひとりの適性、能力、希望に沿ったキャリア形成を実現するための適切な支援を実施し成長を促す」という方針に従い、単なる就職支援にとどまらないキャリア教育を目指している（根拠資料 7-1【ウェブ】）。

具体的には、進路支援専門部会のもと、1 年次から 3 年次までを中心にキャリア開発を支援する「キャリア開発センター」と、3 年次 9 月以降の就職活動を支援する「進路・就職課」の双方が、役割を分担しつつ協力して取り組んでいる。キャリア開発センターでは、1 年次から参加できるキャリア支援プログラムやインターンシップ支援講座を通し、将来のキャリアデザインを考えるきっかけを提供しており、就職活動の準備が本格化する 3 年次からは、進路・就職課により年 4 回の進路ガイダンス、筆記試験対策・自己分析・業界研究・履歴書作成・グループディスカッション対策・面接対策など、幅広い支援行事を開催している（根拠資料 7-11【ウェブ】）。

キャリア開発センター、進路・就職課ともに、国家資格であるキャリアコンサルタントの有資格者であるキャリアカウンセラーが複数常駐して個別相談に応じており、学生がいつでも進路について相談できる環境を整えている。なお、大学院生、留学生、障がいのある学生についても、それぞれに特化したセミナーを開催しており、キャリアカウンセラーによる個別相談を利用することができるなど、支援に取り組んでいる。

点検・評価報告書 様式

学内にはさまざまな資格取得やスキルアップのための講座を紹介・提供する「資格サポートコーナー」を設置し、常駐スタッフが講座選択にあたっての相談に応じている。提供している資格は、ビジネスマナー、簿記・会計、パソコンスキル、IT データサイエンス・機械学習、色彩、旅行・社会、金融・流通、英語・国際、就職試験対策など、多岐にわたり、学生の多様なニーズに応えられるものとなっている。資格に関する情報は大学ホームページ内の「資格サポートコーナー」専用ページにまとめられ、わかりやく情報提供するほか、学習の仕方や受講の流れについても解説している（根拠資料 7-12【ウェブ】）。

また、各学科との連携を緊密にするため、令和 5（2023）年度からは学科委員として進路・就職委員の選出を必須とし、キャリア教育に関わる学科の窓口を明確化した。各委員に対しては、進路支援専門部会の審議ないしは確認結果にもとづき緊密に情報が共有され、全学生に進路の支援が行き届くような教職協働体制を構築している。

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

課外活動への支援については、クラブ活動活性化のため、クラブを取りまとめる学生の自主組織であるサークル連絡協議会の実質化や新歓活動の充実、クラブ援助金活用促進にかかる新規施策など積極的に取り組んでいる。

また学長のリーダーシップのもと、学生が主体的に取り組む正課外の活動に対して、大学が費用面で支援し、大学の活性化に資することを目的として、「らしつよチャレンジ」制度を設けている。これは学生による正課外の多様な学びを支援することを目的とした補助事業（費用の全額もしくは一部を補助）で、本学のコンセプト「らしさを つよさに 未来をひらく」を体現する活動を支援しようとするものである。申請要件は以下のとおり。

- ① 本学の学生が主体的に実施する事業であること。
- ② 専任教職員がチャレンジアドバイザーとして、学生への助言を行うこと。
- ③ 本学の建学の精神を尊重し、その理念に反さない活動内容であること。
- ④ 他の助成等を受けていないこと。

採択件数は、令和 3（2021）年度 2 件、令和 4（2022）年度 9 件、令和 5（2023）年度 3 件、令和 6（2024）年度 7 件で、学生の意欲的なチャレンジを引き出すよう工夫している。

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

ハラスメント相談窓口を設け、教員や職員で構成するハラスメント相談員を置いている。入学時にはハラスメント相談体制に関する案内冊子を配付し、学園ホームページにガイドライン等の掲載を行うなどして、周知を図っている（根拠資料 7-13【ウェブ】）。また、教職員を対象としたハラスメント防止研修会を毎年度開催して、ハラスメント行為の防止を図っている（根拠資料 7-14）。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
<評価の視点>

点検・評価報告書 様式

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

毎年の自己点検・評価プロセスの中で、学生支援に関わる事項についても点検・評価が実施されている（根拠資料 2-3【ウェブ】）。評価の指標として、例えば退学・休学の状況や学内で実施された各種アンケートの結果が指定されている。自己点検・評価の結果は、内部質保証推進会議で検討され、全学的見地から助言がなされ、さらなる改善へと繋げるプロセスが構築できている。

・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

改善の例としては、「学生相談・障がい学生支援センター」の開設などによる障がい学生支援の充実を挙げることができる。障がいのある学生への対応について、センターを開設し、学生支援課内にあった障がい学生支援部門を「障がい学生支援室」として独立させ、専門コーディネーターを配置したことなどにより、毎年増加傾向にある支援を要する学生への対応について一定程度可能となった（支援学生数：令和 4（2022）年度 133 人、令和 5（2023）年度 153 人、令和 6（2024）年度 174 人）。支援件数などの基本的なデータは、自己点検・評価プロセスの中で確認され、次年度の人員配置の検討の際、参照されている。また「京都女子大学奨学金」について、手続き時期の変更や選考基準の変更等により、支援を必要とする学生へより適切に支給することが出来るよう改善してきた。結果として、申請者数、受給者数ともに近年増加傾向にあり一定の成果が上がっている。（受給者数：令和 4（2022）年度 122 名、令和 5（2023）年度 196 名、令和 6（2024）年度 226 名）

進路・就職支援に関しては、指標として主に就職決定率・実就職率や卒業時アンケートの進路支援に対する満足度等を確認している。令和 5（2023）年度卒業生の就職決定率は 97.6% であり、対前年度比で微減（2022 年度卒業生 98.3%）となったが、実就職率は 92.1% となり、同比で微増（令和 4（2022）年度卒業生 91.9%）という結果となった（根拠資料 7-15【ウェブ】）。また、令和 5（2023）年次の卒業時アンケートでは「卒業後の進路を決めるプロセスや結果について、どの程度納得できているか」という設問に対し、令和 5（2023）年度卒業生の平均スコアは 4.14 であり、令和 3（2021）年度（4.00）・令和 4（2022）年度（4.09）と比較すると 2 年連続で増加している（根拠資料 7-7）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

「学生の支援に関する方針」に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教職協働で支援を行っている。また各種センターには、必要に応じ専門のスタッフを配置し、専門的知識に基づく支援を行うほか、教員に対し必要な情報を共有している。特に学生相談室と障がい学生支援センターを統合併設し、公認心理師や社会福祉士の資格を有する専門人材を配置して支援体制を強化した。進路支援については、きめ細やかなキャリア支援を早期から実施し、

点検・評価報告書 様式

高い実績を維持している。また、令和 5 (2023) 年度より、学科選出の委員として進路・就職委員を新設し、進路支援に関する学科と事務部局の連携体制を強化した。こ

【問題点】

支援を必要とする学生の増加傾向を踏まえ、教員と職員、有資格者の専門人材と、異なる職制や部局横断による入学から卒業までの一貫した支援体制のさらなる充実が課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

これらの支援活動については、毎年の自己点検・評価プロセスの中で実績が確認され、必要に応じて追加の措置が検討されており、学生の状況・変化を常に分析し、より適切な体制を構築していく。また、学習支援については、教員・職員の緊密な連携が不可欠であり、今後、各学科の取り組み事例を共有して、全学的な取り組みへと拡大深化させていく。